

上下水道料金の改定について

第3期第5回村上市上下水道事業審議会

令和6年6月19日

上下水道事業審議会の審議経過

	開催日時	審議内容
第2期	令和3年2月19日	①上下水道事業の概要
	令和3年12月23日 ～12月24日	②上下水道施設の現地視察
	令和4年7月28日	③上下水道事業における課題の抽出と対応策について
第3期	令和5年2月20日	①村上市公営企業の経営における課題と対応策について【提言】
	令和5年6月30日	②村上市公営企業における健全な事業運営の在り方について【諮問】
	令和5年10月30日	③上下水道事業の経営状況について
	令和6年2月9日	④上下水道事業の経営戦略について

村上市公営企業における健全な事業運営の在り方について

答 申 概 要(R6.3.26)

上下水道事業は、広大なエリアで分散的にインフラが構築されているため、施設の維持メンテナンスコスト・資本費が割高となり、併せて保有資産の老朽化により施設の改修費用に多額の資金を投じる必要がある。

近年の物価上昇等による事業経費の増加や加速する人口減少による水需要の低下により、料金収入が減少していく中、現行の料金水準では、安定的なサービスの供給が困難となる。

オーバースペックとなっている施設の存続については、将来像を踏まえたマネジメントが必要であり、今後は利用人口の減少で持続性に問題がある地区については、事業転換も検討した将来の事業環境に適した経営プランが必要である。

将来世代へわたりインフラを持続可能なものとしていくためには、健全な事業運営体制を構築し、重要なライフラインである上下水道事業の早急な経営改善に努めるとともに、適正な料金水準の見直しについて、利用者への丁寧な説明と理解を得る工夫が肝要である。

料金改定の必要性(上水道事業)

1	収益的収支で赤字(R4年度純損失)の発生 人口減少に伴う料金収入の減少と施設の老朽化及び物価高騰に伴う維持管理費の増大⇒単年度収支で黒字を維持
2	自己資金残高 4 億円の確保 安定経営に必要な運転資金として、最低限 4 億円資金を確保する
3	企業債残高の抑制 借入額が償還額を上回らないよう更新経費の起債充当率を70%以内とする ※R5年度末企業債現在高 48.2億円
4	管路・施設の耐震化における計画的な更新費用を投入 漏水・災害発生時の被害リスクの増大化を避け、安定した水の供給を図るため、計画的な更新を行う ※投資財源の確保 令和7年度~令和11年度 更新費用見込 22億円(2.5 km×5年) ※アセットマネジメントによる必要更新管延長 619 kmのうち 年平均13.4 km・15億円の更新需要

料金改定の必要性(簡易水道事業)

1	<p>維持管理費を使用料収入で賄っていない現状</p> <p>水道料金の見込額 令和7年度~令和11年度(5年間) 6.3億円 維持管理経費の見込額 8.5億円 ※差引不足額 (5年間) 2.2億円 ⇒年間+44,000千円の料金改定が必要</p>
2	<p>一般会計からの繰入金への依存</p> <p>令和7年度~令和11年度までの5年間の繰入金見込額 ※収益的収支基準外繰入金 7.8億円 ⇒7.5億円 △28,000千円(△4%の抑制)</p>
3	<p>老朽管・施設の耐震化における計画的な更新費用</p> <p>施設等の老朽化に伴う計画的な更新を行い、安定した水の供給を図る。 投資経費 令和7年度~令和11年度(5年間) 8.5億円 ※アセットマネジメントによる必要更新管延長 211 k mのうち 年平均4.5 k m・6億円の更新需要</p>

使用料改定の必要性(下水道事業)

1	<p>維持管理費を使用料収入で賄えていない現状</p> <p>下水道使用料の見込額 令和7年度~11年度(5年間) 40億円 維持管理経費の見込額 52億円 ※差引不足額 (5年間) 12億円 ⇒年間+2.4億円の料金改定が必要</p>
2	<p>一般会計からの繰入金への依存</p> <p>収益的収支における基準外繰入金を0円とする。</p> <p>令和7年度~令和11年度までの5年間の繰入金見込額 85.5億円 ⇒72.9億円 △12.6億円(△15%減少)</p>
3	<p>施設の更新・耐震化・統廃合の計画的な費用が必要</p> <p>投資経費 令和7年度~令和11年度(5年間) 78億円 下水道施設 28施設⇒23施設へ(集落排水施設△5) (5年間)</p>

料金改定に対する基本的な考え方

水道事業者(村上市)

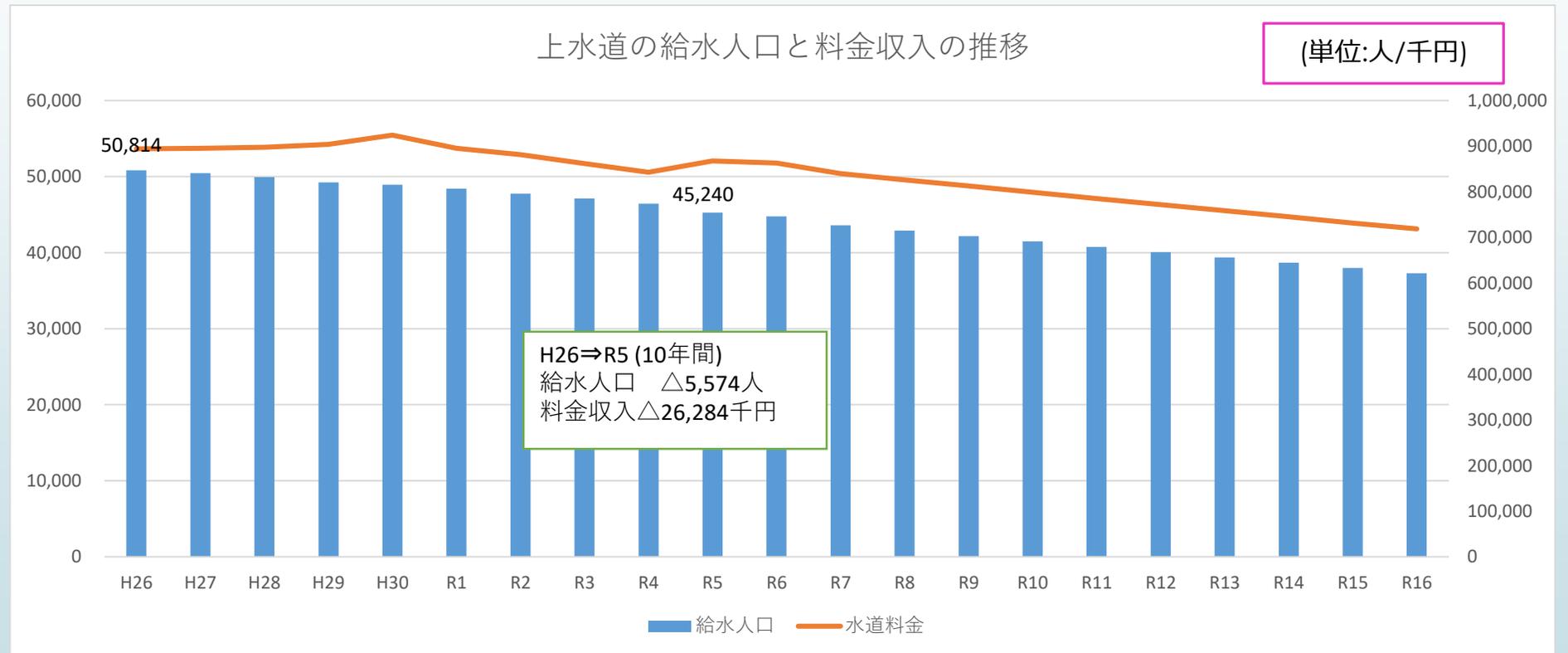
- ・重要なライフラインである水道の、安定した事業運営を行うために老朽化施設の改良・災害に備えた耐震化を図るため、経営の健全化を図るとともに、適正な料金水準の在り方について検討します。
- ・基本料金及び従量料金の水準の見直しを行い、安定したサービスの供給ができる料金体系を検討していきます。

需要家(市民・企業等)

- ・特に使用水量の少ない利用者の負担に配慮し、口径ごとの改定率の見直しを検討していきます。
- ・使用水量・料金収入・調定件数の分布から、少量利用者に過度な負担とならないように検討していきます。

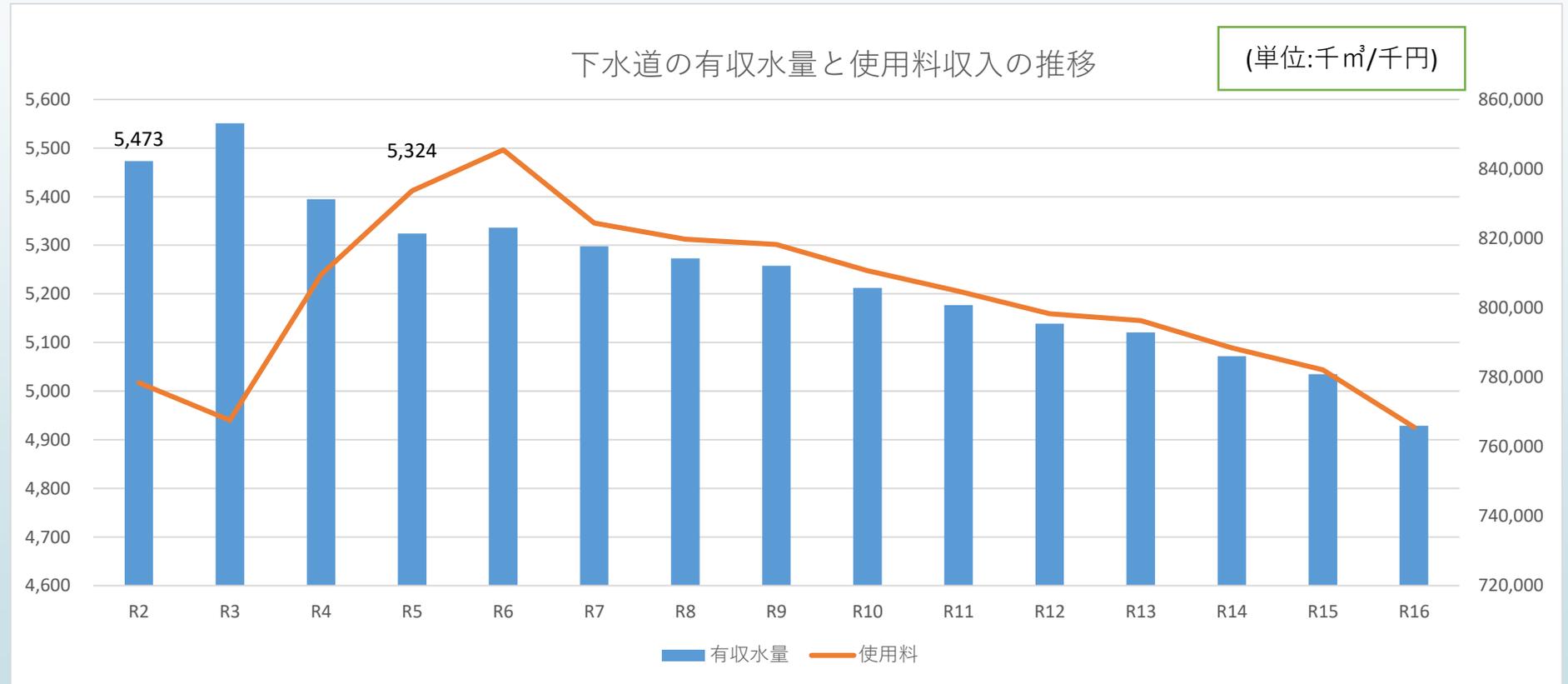
給水人口と水道料金の推移と見込み

※令和5年度までは実績値・令和6年度は予算ベース



有収水量と下水道使用料の推移と見込み

※令和5年度までは実績値・令和6年度は予算ベース



村上市公営企業の事業概要(R5年度)

	上水道	簡易水道	下水道
給水人口 水洗化人口	45,240人	7,778人	41,977人
給水戸数 使用件数	20,619戸	3,863戸	18,140戸
配水量 処理水量	6,992,180m ³	1,456,740m ³	5,597,960m ³
年間有収水量	5,761,549m ³	892,701m ³	5,323,951m ³
料金収入	867,805千円	142,637千円	833,681千円
営業費用 ※簡水・下水は、 減価償却費除く	994,284千円	158,762千円	1,055,625千円
料金収入で賄えない 費用	△126,479千円	△16,125千円	△221,944千円

地方公営企業では・・・

○独立採算制の原則(地方公営企業法第17条の2第2項)

地方公営企業の運営に係る経費は、一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

○経費負担の原則(地方公営企業法第17条の2第1項)

地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、負担するもの

- ①その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- ②当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

【基準内繰入金】

※消火栓や雨水に係る経費などは、一般会計から繰出金として受入れをしている。

※建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは地方交付税の財源措置

○公正妥当な料金設定(地方公営企業法第21条第2項)

料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道料金体系の概要

基本料金

+

従量料金

=

水道料金

○水道料金は基本料金と従量料金から構成されています。

○用途別料金体系・基本水量制

料金区分	説明
基本料金	使用者が使用水量の有無に関わらず負担する料金 ※メーターの口径別に料金設定しています
従量料金	使用水量に応じて負担する料金 ※単一料金

用途区分	説明
一般用	一般住宅・事業所・店舗・病院・工場など
一般用及び温泉旅館用	「温泉旅館用」口径40ミリメートル以上で温泉に使用するもの
船舶給水用	船舶が寄港の際一時的に使用するもの
公衆浴場用	入浴料金の価格について省令により統制を受けるもの

下水道使用料体系の概要



○下水道使用料は基本料金と従量料金から構成されています。

○用途別料金体系・基本水量制

料金区分	説明
基本料金	使用者が排水量の有無に関わらず負担する料金 ※単一料金
従量料金	排水量に応じて負担する料金 ※単一料金

用途区分	説明
一般排水	一般住宅・事業所・店舗・病院・工場など特定排水以外の汚水
特定排水	公共下水道村上処理区瀬波分区内の旅館・ホテル・保養所及び共同浴場から排水される汚水

水道料金と下水道使用料の料金体系(現行)

○水道料金 ●基本料金

メーターの口径	基本水量	基本料金(1か月)
13mm	5m ³ まで	1,200円
	10m ³ まで	1,400円
20mm	10m ³ まで	1,600円
25mm	10m ³ まで	1,800円
30mm	なし	2,000円
40mm		3,300円
50mm		8,000円
75mm		12,000円
100mm		18,000円
150mm		23,000円

○下水道使用料 ●基本料金(10m³まで)

1か月につき
1,500円

(税抜)

従量料金(水道)	1m ³ あたり	
一般・船舶	140円	基本水量を超えた使用量
温泉旅館・公衆浴場用	80円	

(税抜)

従量料金(下水道)	1m ³ あたり	
一般排水	167円	10m ³ を超えた使用量
特定排水	50円	

新潟県内の水道料金の状況(R4年度)

■ 最も高い水準 南魚沼市:4,920円 ■ 最も安い水準 糸魚川市:1,870円
■ 平均値:3,259円 ■ 県平均:3,308円

一般家庭(口径13mm/20m³)の料金(税込)



新潟県内の基本水量の状況(R4年度)

■ 県内他市状況の中でも10m³が最も一般的である。



新潟県内の水道料金の状況(R4年度)

基本料金(1か月あたり・税込)



令和5年度 上水道使用水量

口径13mmで基本水量10m³までの件数が全体の33.8%
うち基本水量5m³までの件数は18.6%を占めています

○令和5年度 上水道事業

口径	基本水量	(1月当たり)	件数	使用水量(m ³)					計
		基本料金(円)		5以下	10以下	11~50以下	51~100以下	101以上	
【一般】									
13mm	うち5m ³ まで	1,200	46,541	95,358	0	0	0	0	95,358
	うち10m ³ まで	1,400	179,419	0	283,921	3,113,209	283,126	40,658	3,720,914
20mm	10m ³ まで	1,600	16,413	0	28,055	209,220	59,461	63,156	359,892
25mm	10m ³ まで	1,800	3,605	0	4,342	40,684	35,676	110,723	191,425
30mm	なし	2,000	314	0	247	2,561	2,119	42,567	47,494
40mm		3,300	1,664	0	1,384	11,394	21,106	198,728	232,612
50mm		8,000	1,153	0	313	6,043	14,770	384,599	405,725
75mm		12,000	309	0	101	1,915	2,726	185,321	190,063
100mm		18,000	45	0	0	86	68	27,989	28,143
150mm		23,000	12	0	0	0	0	80,117	80,117
									5,351,743

【温泉】

40mm	なし	3,300	36	0	0	0	652	22,999	23,651
50mm		8,000	120	0	0	0	0	213,582	213,582
75mm		12,000	24	0	0	151	474	22,413	23,038
100mm		18,000	12	0	0	0	0	149,306	149,306
									409,577

【船舶】

75mm	—	—	7		10	92	127		229
合計			249,674	95,358	318,373	3,385,355	420,305	1,542,158	5,761,549

令和5年度 上水道体系別料金

基本料金は料金全体の41.7% 従量料金は料金全体の58.3%を占めています

○令和5年度 上水道

(税抜)

口径	基本水量	(1月当たり)	基本料金 (円)	従量料金(円)				使用料金 (円)
		基本料金(円)		~50m ³ 以下	51~100m ³ 以下	101m ³ 以上	計	
【一般】								
13mm	うち5m ³ まで	1,200	55,849,200				0	55,849,200
	うち10m ³ まで	1,400	251,186,600	242,512,849	33,103,070	5,285,100	280,901,019	532,087,619
20mm	10m ³ まで	1,600	26,260,800	16,833,360	7,074,300	8,362,940	32,270,600	58,531,400
25mm	10m ³ まで	1,800	6,489,000	3,387,010	4,289,980	14,867,820	22,544,810	29,033,810
30mm	なし	2,000	628,000	393,120	296,590	5,959,380	6,649,090	7,277,090
40mm		3,300	5,491,200	1,770,230	2,958,140	27,825,150	32,553,520	38,044,720
50mm		8,000	9,224,000	891,130	2,067,800	53,851,860	56,810,790	66,034,790
75mm		12,000	3,708,000	273,240	390,640	25,932,940	26,596,820	30,304,820
100mm		18,000	810,000	12,040	9,520	3,936,460	3,958,020	4,768,020
150mm		23,000	276,000	0	0	11,216,380	11,216,380	11,492,380

【温泉】

40mm	なし	3,300	118,800	0	52,160	1,839,920	1,892,080	2,010,880
50mm		8,000	960,000	0	0	17,086,560	17,086,560	18,046,560
75mm		12,000	288,000	12,080	37,920	1,793,040	1,843,040	2,131,040
100mm		18,000	216,000	0	0	11,944,480	11,944,480	12,160,480

【船舶】

75mm	—	—		14,280	17,780	0	32,060	32,060
------	---	---	--	--------	--------	---	--------	--------

合計			361,505,600	266,099,339	50,297,900	189,902,030	506,299,269	867,804,869
----	--	--	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------

上下水道料金の算定について

料金算定の手順

1 財政計画の策定



①料金算定期間の決定「水道料金算定では3~5年」
②財政収支の積算(収益的収支・資本的収支の推計)
※経営戦略はR6年度末改定予定

2 料金水準の算定



①料金総収入額の算定 ※「総括原価方式」による算定
②関連収入の控除
③資産維持費の設定

3 料金体系の設定



①料金体系の選択
②原価の分解・配賦
※現行の料金体系を維持

4 料金表の確定

①水道料金
②下水道使用料
※一般用・温泉旅館用

料金水準の算定

- ① 料金総収入額の算定
- ② 関連収入の控除
- ③ 資産維持費の設定

○資産維持費
 将来の施設更新需要に備える資金を確保する観点から総括原価に加えるもの
 $\text{償却対象資産約137億円} \times \text{資産維持率3\%} \times \text{算定期間5年間}$
 $\Rightarrow 20\text{億円の総括原価への加算が必要とされる}$
 ※今回の算定には加算しないこととしています。

※水道料金1.1億円×5年間で5.5億円を確保できる料金水準

- ① 料金収入不足 3億円
- ② 投資資金の財源確保 2.5億円 (50,000千円×5年間)

OR7年度～R11年度までの5年間で必要とされる経費(上水道事業)			
<営業費用51.6億円> ・維持管理費16.5億円 ・人件費4.8億円 ・減価償却費29億円 ・その他1.3億円 <営業外費用3億円> ・支払利息	54.6億円	水道料金以外の収益的収入控除	11億円
		料金総収入	40.6億円
		収入不足額	3億円
将来投資資金積立額	2.5億円	投資資金不足額	2.5億円

料金算定期間と改定見込

令和7年度から令和11年度までの5年間を料金算定期間としています。
※概ね3年～5年が基準となっています。

(単位:千円)

上水道事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①料金収入 想定額	839,864	826,220	812,576	798,932	785,136
②総括原価	868,122	861,014	876,316	872,882	882,236
① - ② ③赤字見込額	△28,258	△34,794	△63,740	△73,950	△97,100
④料金改定 増収想定額	113,016	111,180	109,344	107,508	105,652
③-④ 利益剰余金 想定額 (投資積立額)	84,758	76,386	45,604	33,558	8,552

料金改定の基本方針(案)について

○基本料金は、平成30年度に統一し、従量料金は、令和4年6月に統一を図りましたが、温泉旅館用の従量料金の見直しについては、これまで見送りとしてきました。

※従量料金の値上げについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年10月の実施を延期

①水道料金の基本料金については、メーターの口径別による逦増性、基本水量は25mmまでは、10^mとし、さらに13mmでは、5^mと10^mまでの2段階とします。

②簡易水道料金については、上水道の料金と同様の料金体系

③下水道使用料の基本料金については、基本水量を10^mまでとします。

④下水道使用料の従量料金については、累進使用料制は採用しません。

⑤料金算定期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

現行の料金体系を維持する方針とし、少量使用者にとって過度な負担増とならないように配慮しながら改定水準を検討します。